

重点医師偏在対策支援区域を新たに位置づけ、当該区域を対象とした偏在是正プランの策定

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進める。

< 重点医師偏在対策支援区域の設定方法 >

- ・都道府県において、国の提示する候補区域※を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、へき地尺度、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮した上で、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議した上で、**区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り、設定すること。**
- ・なお、医師多数都道府県等においては、候補区域となる二次医療圏が、必ずしも地域住民の医療へのアクセス等に困難を抱える区域ではないと考えられる場合は、重点医師偏在対策支援区域が優先的かつ重点的に医師偏在対策を実施すべき区域であることを鑑み、候補区域となる二次医療圏を重点医師偏在対策支援区域として設定しないことも考えられる。

※国提示の候補区域：各都道府県の医師偏在指標（R8.4月版）が最も低い二次医療圏

支援対象医療機関の考え方

- ・支援区域内に存在する全ての医療機関を一律に対象とするのではなく、区域内に存在する医療機関のうち特に支援を行う必要がある医療機関を選定すること。
- ・支援対象医療機関の選定にあたっては、設立母体に係わらず、今後策定する新たな地域医療構想を踏まえ、地理的条件等を考慮しながら、医療対策協議会及び保険者協議会で合意を得ること。

支援区域における必要な医師数

- ・国が示す候補区域を支援区域として設定する場合は、候補区域の要件を脱することができるために必要な医師数を原則としつつ、医療対策協議会及び保険者協議会に協議した上で設定する。

支援区域における医師偏在対策を推進するための施策

- ・医師が意欲をもって勤務できる環境を整備するために、医療対策協議会及び保険者協議会と協議を行いつつ、以下の経済的インセンティブに係る事業を通じて、支援区域における医師の確保に継続的に取り組むこと。

< 国による経済的インセンティブ >

- ・医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
- ・医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業 など

府における重点医師偏在対策支援区域の考え方

<協議事項>

重点医師偏在対策支援区域は以下の方針のとおり設定することとしてよい。

	国ガイドライン	府方針
重点医師偏在対策支援区域の設定有無	・区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難な、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り設定。 ・医師多数都道府県等においては、候補区域となる二次医療圏を区域として設定しないことも考えられる。	自院での医師確保が困難なため、大学病院等からの医師派遣により診療体制を維持している病院が多く存在することから、偏在状況を分析した上で、重点支援区域を設定。
重点医師偏在対策支援区域の設定方法	<国が示す候補区域> ・医師少数県の医師少数区域 → 該当なし ・医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位1/4） → 該当なし ・医師偏在指標が最も低い二次医療圏 → 泉州	・近畿大学病院の移転による影響等を反映した、府独自の医師偏在指標を作成し偏在状況を分析。分析結果や国が示す候補区域の考え方、ガイドライン（重点支援区域は真に重点的に医師を確保する必要がある区域）を踏まえ区域を設定。 →今後、医対協で協議（10月頃予定）
支援対象医療機関の考え方	・区域内の全ての医療機関を対象とするのではなく、特に支援を行う必要がある医療機関を選定。 ・新たな地域医療構想や地理的条件等を踏まえ選定。	医療機関への実態調査結果や新たな地域医療構想の策定状況を踏まえ、対象医療機関の要件を設定。 →今後、医対協で協議（10月頃予定）
支援区域における必要な医師数	・原則、候補区域の要件を脱することができるために必要な医師数 →候補区域を最も医師偏在指標が低い医療圏とするのであれば、次点の医師偏在指標に達するための医師数となる。	国のガイドラインを踏まえ、次点の医師偏在指標に達するために必要な医師数を設定。
支援区域における医師偏在対策を推進するための施策	■ 国による経済的インセンティブ ・医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業 ・医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業 など	・国による経済的インセンティブについては、国における予算編成状況等を踏まえ、事業化を検討。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した事業についても、併せて検討 →今後、医対協で協議（10月頃予定）